豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワークモデル事業実施協議会規約

（設置）
第１条　豊田市及びみよし市の住民に多職種が連携して医療・介護等のサービスを提供することを目的として、（仮）豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク「○○ネットワーク」（以下「○○ネットワーク」という。）のモデル事業に関して適正な運用管理をおこなうために、豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワークモデル事業実施協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）○○ネットワークの運営及び契約に関すること。
（２）○○ネットワークの利用許可に関すること。
（３）○○ネットワークの普及啓発に関すること。
（４）その他協議会の目的の達成に必要と認められること。

（委員）
第３条　協議会の委員は、次のとおりとし、必要と認められる場合は協議会で協議の上変更できる。
（１）かみや外科クリニック
（２）京町クリニック
（３）豊田地域訪問看護ステーション
（４）日本介護サービス株式会社
（５）豊田福寿園ケアプランセンター
（６）
（７）
（８）
（９）
（10）
（11）豊田市
（12）みよし市
２　協議会の委員のほかに、オブザーバーを置くことができる。オブザーバーは、ICT 導入検討ワーキンググループメンバーとし、必要と認められる場合は協議会で協議の上変更できる。
３　委員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日とする。

第４条　本会の役員は次のとおりとし、会長及び副会長は委員の互選により選出する。
（１）会長　　１名
（２）副会長　２名
２　役員の任期は平成 29 年 3 月 31 日とする。

会長：神谷先生
副　：豊田市、みよし市の参加者から各１

（役員及び職務）
第５条　役員及び職務は次のとおりとする。
（１）会長は会務を総理し、協議会を代表する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
（３）任期途中における委員交代に伴い、新たに就任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）
第６条　協議会は、会長が招集し、議長となる
２　会議は、在籍委員の半数以上の出席をもって成立する。
３　協議会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。
４　会長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（○○ネットワークを利用できる機関又は施設）
第７条　○○ネットワークを利用できる者は、第３条に記載された機関又は機関に属する施設とする。
（１）豊田加茂医師会
（２）豊田加茂歯科医師会
（３）豊田加茂薬剤師会
（４）豊田市介護サービス機関連絡協議会
（５）豊田市内の地域包括支援センター
（６）みよし市ケアマネ連絡会
（７）みよし市地域包括支援センター
（８）みよし市訪問看護ステーション
（９）豊田市
（10）みよし市
（11）その他協議会で認められた機関又は施設

（事務局）
第８条　協議会の事務局は、豊田市地域福祉課及びみよし市長寿介護課におく。

（守秘義務）
第９条　委員及び出席者は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）
第１０条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附　則
この要綱は、平成２９年１月１０から施行する。